

未来をここで。若者活躍促進プロジェクト事業業務委託基本仕様書

山形市を甲とし、未来をここで。若者活躍促進プロジェクト事業業務委託契約（以下「契約」という。）にかかる業務（以下「本業務」という。）の受託者を乙とし、本業務を実施するために必要な仕様を定める。

1 事業の趣旨

「山形で働き・暮らす」という観点のもと、自然や文化、伝統など数多くの魅力を持つ山形市において、若者や女性が地元に着定できる環境整備に繋げることを目的として、若者や女性が地元に着定する上での問題点を可視化し、若者の発想力・実行力を施策立案に繋げるためのワークショップを開催する。

2 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）

3 委託業務の内容

（1）ワークショップの開催

①ワークショップの内容

ア) 「山形で働き・暮らす」という観点のもと、自然や文化、伝統など数多くの魅力を持つ山形市において、若者や女性の地元着定を促進する上での課題を解決するためのアイデアや施策の立案を行うものとし、対面形式で1回あたり1日（6時間程度）、年3回の開催とする。

イ) 参加者それぞれがスマートフォンまたはタブレットを使用し、生成AIを活用してテーマに則した文章を作成する。作成した文章に基づき、ビジョン実現に向けたアイデアの創出に繋げる内容とする。

②開催会場の選定

ワークショップは山形市内で開催することとし、会場はアクセス等にも配慮し、甲と協議の上選定すること。

③開催日等

ワークショップの開催時期は、それぞれ令和6年8月上旬、8月下旬及び令和7年2月上旬とし、開催日については、甲と協議のうえ決定すること。

（2）振り返りの実施

各回ワークショップの開催後、ワークショップ参加者を対象とした振り返りを対面またはオンラインで実施する。振り返りの実施回数は、2回または3回とし、実施方法及び実施日等については甲と協議のうえ決定すること。

（3）対象者

募集対象は大学生及び若者とし、参加人数は1回あたり概ね20名程度とする。20名を超える参加希望がある場合は、会場の規模や定員に応じて調整を行うものとする。

4 PR・広報方法

募集・広報は主に甲が行うが、乙においても、チラシ等の作成等に協力するとともに、積極的に広報に努めること。

5 開催後のアンケートの実施及び結果の分析、集計

乙は参加者にアンケートを実施し、7割以上の回答率を見込み、工夫して実施すること。集計結果について8月実施分は9月末までに甲に提出し、2月実施分は事業実績報告書とともに甲に提出すること。また、アンケートの内容については事前に甲と協議の上決定するものとする。

6 委託業務の対象経費

委託業務の内容に掲げる業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に記載する経費は認めない。また、本ワークショップ参加者に料金負担を求めないこと。

- (1) ハード面の経費（施設等の設置又は回収に必要な経費、土地、建物等を取得するための費用）
- (2) パソコン、OA機器、電話機等のソフトウェアも含めた購入経費
- (3) 5万円以上の物品の取得経費

7 執行状況等

委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、市の定める方法により速やかに報告すること。

8 委託業務に係る成果品等

- (1) 完了通知書（指定様式）
- (2) 事業実績報告書（写真を添えること）
- (3) アンケートの集計結果

9 再委託の禁止

本業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、ワークショップのファシリテーター、講師等に関する業務及びあらかじめ甲の承諾を得た場合を除く。

10 特記事項

- (1) 受託者は、この事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施にあたっては、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図るとともに、別添の個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (3) 受託者は、この事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに市に報告すること。
- (4) この事業により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないものとする。

- (5) この事業にかかる苦情等については、受託者が責任をもって対応するものとする。
- (6) 業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。

1 1 その他

この仕様書に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度甲と協議するものとする。

1 2 支払方法

本業務委託料の支払については完了払とし、業務終了後に適正な請求を受理した日から起算して30日以内に支払う。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(従業者の明確化)

第3 乙は、この契約による業務に従事する者を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(従業者への周知)

第4 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は番号法又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関連規程に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従業者への監督及び教育)

第5 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の処理以外の目的に利用し、又は第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）も含む。以下同じ。）に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資

料等がある場合には、甲の指示又は承諾があるときを除き、これらを複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第11 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務における個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(再委託先への義務等)

第12 乙は、甲の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合には、乙と当該第三者との再委託に係る契約において、この契約に基づき個人情報の取扱いに関して乙が甲に対して負う義務等と同等の義務等を当該第三者が負うべき旨を契約書に明記しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等があるときは、この契約が終了し、又は解除された後直ちにこれらを甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告義務)

第14 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第15 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第16 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないと認めるときは、この限りでない。

(実地調査等)

第17 甲は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。ただし、実地に調査をすることが困難である場合には、甲は、乙に対し、それに代わる調査をすることができる。

(再委託先への実地調査等)

第18 乙が甲の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合においては、甲は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙と当該第三者との再委託に係る契約による当該業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査し、又はそれに代わる調査をすることができる。

(勧告)

第19 甲は、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(国外における取扱いの禁止)

第20 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をクラウドサービス等により国外において取り扱ってはならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第21 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第22 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 「甲」は山形市を、「乙」は受託者をいう。